

田原市難聴高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力低下によりコミュニケーションがとりにくいために日常生活上の支障がある難聴高齢者に対し、予算の範囲内で補聴器購入を助成することにより、認知機能の低下や閉じこもりを予防し、社会参加及び地域交流を支援し、高齢者福祉の増進に資することを目的とする田原市難聴高齢者補聴器購入費助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、第5条の規定により申請をする日時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者

(2) 両耳の聴力レベルが30dB以上の者で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者

(3) 耳鼻咽喉科の医師（以下「医師」という。）により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されている者

(4) 第5条の規定による申請のあった月の属する年度（申請時点で当該年度の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。以下同じ。）が確定していない場合にあっては、前年度）分の市町村民税を課されない者のみの世帯に属する者

(5) 市税の滞納がない者（同一世帯に属する者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、すでに本要綱又は他の公費助成制度による助成を受けて補聴器を購入し、当該助成の決定日から5年を経過していない者については、新たな購入のための助成の対象としない。

(対象補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器（以下「助成対象補聴器」という。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定による医療機器に該当する補聴器とする。

(助成額)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象補聴器の本体価格とする。ただし、補聴器本体価格の値引きがあったときは、当該値引き後の価格とする。

2 助成額は、助成対象経費の2分の1を乗じた額とし、当該額が3万円を超えるときは3万円とする。

3 助成額は、千円未満を切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象補聴器を購入する前に、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 田原市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書(様式第2号)

(2) 見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、購入を予定する日が属する年度の4月1日から2月末日までの期間に行わなければならない。

3 第1項第1号に規定する意見書は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する都道府県知事が定める医師が作成したものとする。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めた場合は、田原市難聴高齢者補聴器購入費却下決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成申請内容を変更する又は中止する場合は、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成変更等申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、第6条の例により変更等の決定をし、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成変更等決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成の決定を受けた対象の補聴器の購入後、当該補聴器を購入した日から起算して30日以内又はその年度の3月31日(同日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日より前の日においてその日に最も近い日で、休日、土曜日又は日曜

日でない日)のいずれか早い日までに、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成実績報告書(様式第7号)に当該補聴器の購入に係る領収書の写しを添えて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を決定し、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により助成金の確定を受けた交付決定者は、田原市難聴高齢者補聴器購入費助成金請求書(様式第9号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により請求があったときは、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

(用具の管理)

第12条 この要綱に基づいて助成を受けた者は、当該補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(決定の取消又は返還)

第13条 市長は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、助成決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令、規則及びこの要綱に違反したとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。